



起渡船場（大正 6 年撮影）



起渡船場跡（令和 3 年撮影）

第 5 章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

1 景観重要建造物の指定の方針	46
2 景観重要樹木の指定の方針	47
3 景観重要建造物・景観重要樹木の指定までの流れ	48



第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

地域の皆さんに広く親しまれるとともに、景観上重要な建造物または樹木は、景観重要建造物または景観重要樹木として指定し、その保全と継承に努めます。

1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要建造物は、景観法で規定された、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物および、建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、付属する庭園等、建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を市が指定し保全を図る制度です。

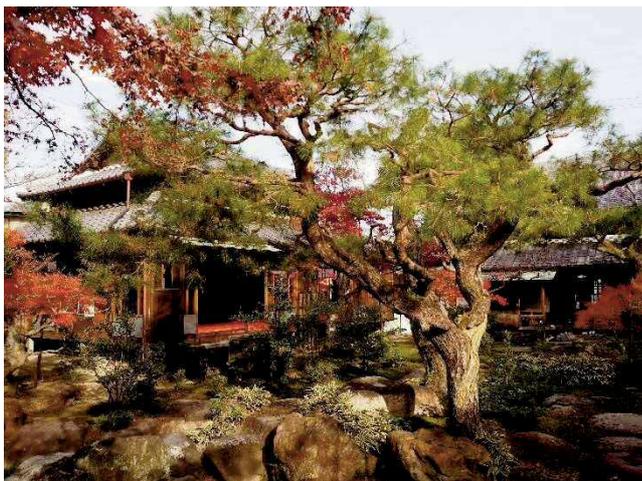
景観重要建造物は、歴史的または芸術的価値の高さに基づき指定するものではなく、地域の良好な景観を守り育てることを重視して指定するものです。なお、文化財保護法に基づいて指定された国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定され、または仮指定された建造物あるいは樹木は、景観重要建造物や景観重要樹木には指定できません。

(2) 指定基準

以下に示す項目のいずれかに該当する建造物を、景観重要建造物に指定します。なお、本計画策定時点では指定しませんが、今後、指定する際には、所有者に趣旨を説明し、意見を聞いたうえで、景観重要建造物に指定します。

- 登録有形文化財や市指定文化財に指定されている建造物
- 市民に親しまれ、地域のシンボル・ランドマークとなっている建造物
- 地域の歴史や文化を伝える、残すべき建造物

【登録有形文化財や市指定文化材に指定されている建造物】



旧林家住宅主屋及び裏座敷



旧湊屋店舗兼主屋

2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

景観重要樹木は、景観法で規定された、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木を指定する制度です。

景観重要建造物と同様、樹齢等に限らず、地域の良好な景観を守るために必要という価値判断のものについて指定の方針を定めます。県や市の文化財保護条例に基づき指定するものについては、景観重要樹木に指定することにより、保存措置の強化と枯損防止等に積極的に取り組むことが可能になります。なお、この指定は文化財保護法の規定により指定された特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物の樹木には指定できません。

(2) 指定基準

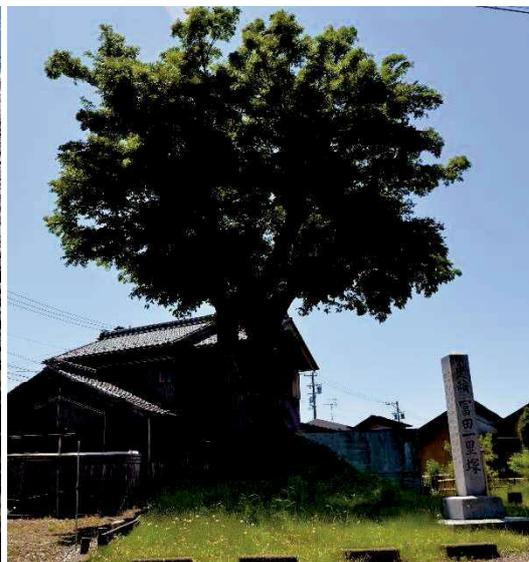
以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を、景観重要樹木に指定します。なお、本計画策定時点では指定しませんが、今後、指定する際には、所有者に趣旨を説明し、意見を聞いたうえで、景観重要樹木に指定します。

- 市指定天然記念物に指定されている樹木
- 地域の生活や自然、歴史、文化からみて、重要である樹木
- 市民に親しまれ、公共の場所から容易に望見される樹木

【市民に親しまれ、公共の場所から容易に望見される樹木】



大乘公園付近大江川の桜並木



富田一里塚

3 景観重要建造物・景観重要樹木の指定までの流れ

景観重要建造物・景観重要樹木の指定については、以下の手順に基づいて指定します。

一宮市による候補の選定

所有者による指定の提案

1 一宮市は、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の候補となる建造物・樹木の選定を行います。また、建造物・樹木の所有者からの提案も可能です。

所有者への制度説明

2 指定の候補、または、提案のあった建造物・樹木の所有者に制度の説明を行い、指定に向けてご相談等をさせていただきます。

承諾

3 景観重要建造物・景観重要樹木の指定について、所有者の承諾が得られましたら、資料作成に伴う調査のご相談をさせていただきます。

現地調査
資料作成

4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に際し必要となる図面等の資料作成のため当該建造物・樹木の調査を行います。

確認
同意

5 作成した資料について、所有者の方にご確認いただき、指定の同意をいただきます。

一宮市景観審議会への
意見聴取

6 景観重要建造物・景観重要樹木の指定について、一宮市景観審議会への意見の聴取（諮問）を行います。

指定

7 一宮市景観審議会の答申に基づき、当該建造物・樹木を景観重要建造物・景観重要樹木に指定します。

指定通知
標識の設置

8 建造物・樹木の所有者に景観重要建造物・景観重要樹木の指定通知をお渡しするとともに、標識を設置します。